

埼玉県災害時健康危機管理支援チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法第2条に規定する災害が発生し、厚生労働省の応援調整（被災都道府県からの応援要請に基づく応援派遣の調整）により、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等を応援するため編成し出動させる埼玉県災害時健康危機管理支援チーム（以下「埼玉県DHEAT」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(編成及び応援派遣の期間)

第2条 埼玉県DHEATの編成は次のとおりとする。

- (1) 埼玉県DHEATは、「埼玉県DHEAT登録者名簿」（以下「登録者名簿」という。）の中から保健医療部長が人員を編成し応援派遣の決定を行う。
- (2) 登録者名簿は、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた職員を対象として作成する。
ただし、大規模な災害において、多くの班編成が必要なときは、専門的な研修・訓練を受けた職員以外の職員も経験等を考慮の上、埼玉県DHEATの構成員に加えて応援派遣できるものとする。
- (3) 1班当たりの構成は、原則として医師1名、保健師1名、その他の保健医療専門職員2名、業務調整員（一般行政職）1名の5名とする。なお、業務調整員は保健医療専門職員が務めることを妨げない。
また、災害の規模及び被災都道府県の要請等により、構成する人員を変更することができるものとする。
- (4) 1班当たりの応援派遣の期間は、原則として1週間（移動日含む）とする。

(活動内容)

第3条 埼玉県DHEATは、応援要請があった被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所に出動し、被災都道府県等が行う次の指揮調整業務等の支援を行う。

- (1) 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築
- (2) 被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案
- (3) 保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、保健師チームなど）の受援調整及び対策会議等による統合指揮調整
- (4) 保健医療調整本部及び保健所への報告、支援要請及び資源調達
- (5) 広報及び渉外業務
- (6) 被災都道府県等の職員の安全確保及び健康管理
- (7) その他、応援派遣先からの指示や要請による活動

(指揮監督)

第4条 埼玉県DHEATが応援派遣先で活動を行うにあたっては、応援派遣先の保健医療調整本部長及び保健所長の指揮監督を受けるものとする。

(研修・訓練)

第5条 埼玉県DHEATの構成員の人材育成及び資質の維持向上を図るため、継続的な研修・訓練を実施するとともに、研修・訓練を通じて洗い出された課題等についての検証・見直しを行うものとする。

(事務局)

第6条 埼玉県DHEATによる応援派遣に関する事務局は、保健医療政策課に置き、次の業務を行う。

- (1) 登録者名簿作成、班編成及び応援に関すること
- (2) 厚生労働省健康局、応援派遣先都道府県等との連絡調整に関すること
- (3) 応援派遣先都道府県への移動手段及び宿泊場所の確保に関すること
- (4) 資材・機材の確保に関すること
- (5) 研修・訓練に関すること
- (6) その他、埼玉県DHEATの活動に関すること

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。